

令和 7 年度

ひとり親家庭等 福祉のしおり



母子・父子家庭及び寡婦の皆さんへ

このしおりは、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」を中心に高知県の制度などを紹介したものです。

お手元に置かれ、ご活用ください。

高知県子ども・福祉政策部
子ども家庭課

〒780-8570 高知市丸ノ内 1 丁目 2 番 20 号
電話 (088)823-9654
FAX (088)823-9658

■ 困った時の相談は 2

- ひとり親家庭支援センター
- 母子・父子自立支援員
- 民生委員・児童委員
- 療育福祉センター
- 児童相談所
- こうち男女共同参画センター「ソーレ」
- 女性相談支援センター（配偶者暴力相談支援センター）
- 心の教育センター

■ 就業援助 4

- ひとり親家庭支援センター
- 高知家の女性しごと応援室（無料職業紹介所）
- 高知県福祉人材センター（無料職業紹介所）
- 公共職業安定所（ハローワーク）
- ひとり親家庭自立支援事業費補助金
- ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業
- ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業
- その他の貸付制度
- 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業費補助金

■ 母子生活支援施設・公営住宅 8

- 母子生活支援施設
- 公営住宅への入居

■ 優遇制度 8

- 製造たばこ小売販売業の許可
- J R通勤定期の3割引
- 税の軽減
- 少額貯蓄非課税制度（マル優）

■ 貸付制度・奨学金等 9

- 母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度
- 日本学生支援機構奨学金
- 高知県高等学校等奨学金
- 高知県災害遺児修学支援事業
- 授業料の減免

■ 医療費 13

- ひとり親家庭医療費助成

■ 養育費 13

- 高知県養育費確保支援事業費補助金

■ 年金・手当 14

- 遺族年金
- 児童扶養手当
- 児童手当

■ 問い合わせ先 15

✿ 困った時の相談は

母子・父子家庭及び寡婦の皆さんの相談機関として次のようなものがあります。お気軽に何でもご相談ください。

ひとり親家庭支援センター 詳細は裏表紙をご覧ください

ひとり親の支援制度のこと、手当のこと、子どもの学費のこと、親権や養育費のことなど、さまざまな相談に応じています。地域に向いての相談も個別に対応しておりますので、お気軽にご相談ください。（相談はすべて無料）



相談日時 月曜日～金曜日 9:00～17:00
土曜日 9:00～12:00、13:00～17:00

※日曜、祝日、毎月第2水曜日、年末年始は閉所

※来所相談は、原則予約制（電話相談は予約不要）

法律相談 弁護士（1回25分） 毎月第1木曜日 14:00～16:00
（予約制） 毎月第4水曜日 10:00～12:00
司法書士（1回50分） 毎月第2木曜日 10:00～16:00
毎月第3水曜日 10:00～16:00

その他、専門家による各種相談も行っています。

※上記は変更になることがあります。最新情報はホームページ等でご確認ください。

○所 在 こうち男女共同参画センター「ソーレ」2F 高知市旭町3-115

○電 話 088 (875) 2500

○ホームページ <https://kochi-boshi.net/>

母子・父子自立支援員

母子・父子家庭や寡婦の方々のいろいろな悩み事や問題の相談に応じるため、県子ども家庭課に母子・父子自立支援員を配置しております。ご遠慮なくご相談ください。

○相談時間 平日 8:30～17:15

○電 話 088 (823) 9654

民生委員・児童委員

社会福祉施策全般にわたって、地域に密着した相談に応じています。

（あなたの居住地を担当している民生委員・児童委員がわからないときは、市福祉事務所または町村役場へお問い合わせください。）

療育福祉センター

心身の発達に障がいがあったり、その心配があるお子さんとそのご家族の方々に対して、医療や福祉、相談等の必要な支援を行うとともに、障がいのある方の自立を支援する総合的な施設です。

療育福祉センター 高知市若草町10-5 地域連携（初診受付）電話 088 (843) 6831
外来受付（再診受付）電話 088 (844) 5400
発達障害者支援センター 電話 088 (844) 1247

児 童 相 談 所

児童に関するあらゆる問題について、専門的に相談に応じています。

○中央児童相談所 高知市若草町10-5 電話 088 (821) 6700

○幡多児童相談所 四万十市渡川1-6-21 電話 0880 (37) 3159

○子どもと家庭の110番 9:00～18:00（年末年始を除く毎日）

相談専用電話 088 (872) 0099



こうち男女共同参画センター「ソーレ」

○所 在 高知市旭町3-115(休館日:第2水曜・祝日・年末年始(12/29～1/3))

●女性のための相談

- 一般相談 088(873)9555(面接相談は予約制)
9:00～12:00、13:00～17:00(最終受付16:00)(休館日除く)
- こころの相談 088(873)9100 第1・3木曜日14:00～16:00(予約制)
- 法律相談 088(873)9100 第2・4木曜日14:00～16:00(予約制)

●その他の相談

- 男性のための悩み相談(予約制)
088(873)9100 第1火曜日、第2金曜日、第3・4水曜日18:00～20:00
- にじいろコール ～LGBTsに関する相談～
コール にじいろ 0120(56)2416 第4土曜日13:30～16:30

女性相談支援センター（配偶者暴力相談支援センター）

女性のいろいろな悩みごとや配偶者等からの暴力で困っている方々の相談に応じています。
休日・夜間も電話相談を行っています。

- 電話相談 088(833)0783
平日9:00～22:00 土日・祝日9:00～20:00(12/29～1/3除く)
- 来所相談 月曜日から金曜日 9:00～17:15(受付は16:00まで)
電話で予約をお願いします。
- 法律相談 毎月第2水曜日午後2時から午後4時まで、女性弁護士による相談をお受けしています。(ご希望の方は事前に電話でご予約ください。)
- 出張相談 随時
必要に応じて、お近くの市町村役場や市町村社会福祉協議会等に出向いて相談をお受けします。(ご希望の方は事前に電話でご相談ください。)

心の教育センター

不登校やいじめをはじめとする子どもの悩みや、子どもの教育に関する悩み、発達上の課題や行動上の諸問題について相談をお受けしています。

●来所による相談

- 予約電話番号 088(821)9909
- ◎高知県心の教育センター 月～金曜日、第1・3土曜日、日曜日(祝日、年末年始、第5日曜日を除く)
高知市大原町120-1
9:00～17:00
- ◎東部相談室 木曜日(祝日、年末年始を除く)
田野町総合文化施設 ふれあいセンター内
10:00～17:00
- ◎西部相談室 火曜日(祝日、年末年始を除く)
幡多総合庁舎 別館
10:00～17:00

●電話相談

- ◎24時間子どもSOSダイヤル(無料) 電話番号 0120-0-78310
※一部のIP電話等で通じない場合は、下記教育相談電話におかけください。
- ◎教育相談電話 電話番号 088(821)9909
相談時間 9:00～17:00
相談期間 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)

●メール相談

- メールアドレス kodomo24@g.kochinet.ed.jp
相談時間 24時間
返信期間 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)
※メールの返信には日数がかかることがあります。
※携帯電話の設定によっては返信が届かない場合がありますので、ご注意ください。

就業援助

ひとり親家庭支援センター 詳細は裏表紙をご覧ください

母子・父子家庭や寡婦の方へ、就業相談や求人情報の提供、各種資格や技能を取得する支援制度についての紹介、その他さまざまな相談に応じています。お気軽にご相談ください。

- 相談日時 月曜日～金曜日 9:00～17:00
土曜日 9:00～12:00、13:00～17:00
※日曜、祝日、毎月第2水曜日、年末年始は閉所
※上記は変更になることがあります。最新情報はホームページ等でご確認ください。
※来所相談は、原則予約制(電話相談は予約不要)

求職活動支援のためのパソコン講座等も行っています。

- 所 在 こうち男女共同参画センター「ソーレ」2F 高知市旭町3-115
- 電 話 088(875)2500
- メール sis0423@iris.ocn.ne.jp
- ホームページ <https://kochi-boshi.net/>

高知家の女性しごと応援室（無料職業紹介所）

働くことを希望する全ての女性を対象に、一人ひとりの経歴や適性に応じたキャリアコンサルティングや情報提供により、きめ細かな就労支援をしています。お気軽にご相談ください。

- 開 室 日 月・火・木・金・土の週5日(祝日・年末年始(12/29～1/3)を除く)
- 受付時間 月・金曜日 9:00～17:00
火・木曜日 9:00～18:00
土曜日 10:00～17:00

キャリアコンサルティング中は託児サービス(無料)がご利用できます。※予約制
(6か月から就学前までのお子さん)

- 所 在 こうち男女共同参画センター「ソーレ」3F 高知市旭町3-115
- 電 話 088(873)4510
- メール soudan@kochijyosei.jp
- ホームページ <https://www.kochijyosei.jp/>

高知県福祉人材センター（無料職業紹介所）

福祉・介護のお仕事探しをトータルサポートしています。求人情報の提供や紹介、就職や資格取得のアドバイス、福祉の職場見学や体験、ふくし就職フェアなどを実施していますので、お気軽にご相談ください。

- 開所日時 月曜日から金曜日 9:00～17:00(祝日・年末年始を除く)
- 所 在 高知県立ふくし交流プラザ1F 高知市朝倉戊375-1
- 電 話 088(844)3511
- メール jinzai@pippikochi.or.jp
- ホームページ <https://www.fukushi-jinzai.com>

公共職業安定所（ハローワーク）

●職業相談・職業紹介

公共職業安定所（ハローワーク）では、ひとり親家庭のお母さん（お父さん）ができるだけ早く仕事に就けるように、支援をしています（在職中の方も対象）。本人の経験や希望職種などに沿って、サポートをします。
（詳細は最寄りの公共職業安定所へお問い合わせください。）

●子育てしながら仕事を探されている方へ

ハローワーク高知2Fマザーズコーナーでは、育児と両立できる仕事探しのお手伝いをしています。お子様連れでも安心して相談ができる環境を整えていますので、お気軽にお越しください。
（詳細は最寄りの公共職業安定所へお問い合わせください。）

●職業訓練

資格・技能などを身につけて働きたい方のための制度です。
一定の要件を満たす方には訓練期間中に手当が支給される場合があります。
（詳細は最寄りの公共職業安定所へお問い合わせください。）

ひとり親家庭自立支援事業費補助金

●自立支援教育訓練給付金事業

母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている方を対象に、資格や技能を取得するため、認められた一定の講座等を受講される際、支払った受講料などの経費の一部を助成します。（受講料の60％相当額（※）。上限は講座等の種類に応じて20万円又は160万円、1万2千円以下は対象外）雇用保険の教育訓練給付金の支給を受ける人も、上限の範囲内で費用の差額が支給されるようになりました。（差額が1万2千円以下の場合には支給されません。）
※訓練修了日の翌日から1年以内に資格を取得し就職した場合は85％（上限あり）

●高等職業訓練促進給付金事業

児童扶養手当を受給しているか同程度の所得水準にある方を対象に、定められた資格を取得するために6月以上のカリキュラムを受講される場合、受講期間中の生活費や入学費などの経費の一部を助成します。

◎対象資格（県内町村在住者の場合）

看護師（准看護師含む）、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科衛生士、美容師、理容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、栄養士、自動車整備士、臨床工学技士、シスコシステムズ認定資格、LPI認定資格

種 類	支給期間・時期	支 給 額	
生活費の補助	修業する期間の全期間 （上限4年、資格の種類により異なる）	市町村民税非課税世帯	月額 100,000円
		市町村民税課税世帯	月額 70,500円
		※修業期間の最後の12か月は4万円加算	
入学費の補助	修業施設卒業後	市町村民税非課税世帯	50,000円
		市町村民税課税世帯	25,000円

※対象資格はお住まいの市町村によって異なります。詳しくは各市役所（市在住の方）、県福祉保健所（町村在住の方）にお問い合わせください。

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対して次の職業訓練資金の貸付を行う制度です。また、貸付を受けた方が、養成機関卒業から1年以内に取得した資格を活かして就職し、5年間その職に従事したときは、貸付金の返還が免除されます。なお、利子は無利子ですが、連帯保証人がいない場合は、返還債務の履行猶予期間は無利子とし、履行猶予期間経過後は年1.0％となります。

- ①入学準備金 500,000円以内（養成機関への入学時）
- ②就職準備金 200,000円以内（養成機関を卒業し、かつ、取得した資格を活かして就職したとき）
（詳細は高知県社会福祉協議会福祉資金課（088（844）4600）へお問い合わせください。）

ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業

就労を通じた自立に向けて意欲的に取り組んでいるひとり親家庭の親に対し、住居の借り上げに必要な資金について、償還免除付の無利子貸付を実施します。

対 象 者	次のいずれにも該当するひとり親家庭の親 ①原則、児童扶養手当の支給を受けている方 ② <u>母子・父子自立支援プログラム</u> （※）の策定を受け、自立に向け意欲的に取り組む方
貸 付 額	家賃実費（月額上限70,000円）
貸 付 期 間	12か月まで
利 息	無利子
償 還 免 除	次のいずれかに該当する場合は、貸付金の返還免除申請ができます。 申請時に無職の方 …貸付期間中に就職し、1年間就業を継続した場合 申請時に就業中の方…貸付期間中に貸付申請時より高い所得が得られる転職等を行い、1年間就業を継続した場合

※「母子・父子自立支援プログラム」とは

母子家庭の母及び父子家庭の父（離婚前から当該事業による支援が必要な者も含む。）に対し、個別に面接を実施し、本人の生活状況、就業への意欲、資格取得への取組等について状況把握を行い、個々のケースに応じた支援メニューを組み合わせて策定するプログラムです。

（詳細は、貸付申請については、高知県社会福祉協議会福祉資金課（088（844）4600）に、自立支援プログラムについては、ひとり親家庭支援センター（088（875）2500）にお問い合わせください。）

その他の貸付制度

資格取得を目指す方への貸付制度で、一定の要件を満たせば返還が免除されます。
なお、母子・父子・寡婦福祉資金との併用ができない場合があります。

●高知県看護師等養成奨学金制度

看護師・准看護師養成施設に在学中で将来、県内の指定医療機関等や訪問看護ステーションで勤務する意思のある方を対象に奨学金の貸与を行っています。
(詳細は県医療政策課奨学金担当(088(823)9649)へお問い合わせください。)

●介護福祉士等修学資金貸付制度

介護福祉士又は社会福祉士の養成施設に在学し、資格取得を目指す方を対象に、学費相当分(上限月額5万円)、入学準備金・就職準備金(各最大20万円)などの資金の貸与を無利子で行っています。養成施設卒業後、1年以内に資格を活かして県内に就職し、原則5年間従事したときは、貸付金の返還が免除されます。
(詳細は高知県社会福祉協議会福祉資金課(088(844)4600)へお問い合わせください。)

●保育士修学資金貸付制度

保育士養成施設に在学し、卒業後、高知県内の保育所等で就労する意思のある方に対し、修学資金(月額5万円)、入学準備金・就職準備金(各最大20万円)の貸付を無利子で行っています。養成施設卒業後、1年以内に保育士資格を登録し、原則5年間、県内で保育士の業務に従事したときは、貸付金の返還が全額免除されます。
(詳細は高知県社会福祉協議会福祉資金課(088(844)4600)へお問い合わせください。)

高等学校卒業程度認定試験合格支援事業費補助金

より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげてもらうため、母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている方を対象に、高卒認定試験合格のための講座(通信講座を含む)を修了した時や合格した時に受講費用の一部を支給します。

- ①受講開始時:受講費用の30%(上限70,500円、4,000円以下は対象外)
- ②受講修了時:受講費用の40%から①を差し引いた額(上限は①との合計で10万円、4,000円以下は対象外)
- ③試験全科目合格時:受講費用の20%(上限は①と②との合計で15万円)

※最大、受講費用の60%(上限15万円)

(補助金の有無及び内容はお住まいの市町村によって異なります。詳しくは各市役所(市在住の方)、県福祉保健所(町村在住の方)にお問い合わせください。)



母子生活支援施設・公営住宅

母子生活支援施設

母子家庭で生活や児童の養育などでお困りの方のために、母と子と一緒に入れる施設です。
(詳細については県福祉保健所・市福祉事務所へお問い合わせください。)

公営住宅への入居

母子・父子家庭の方の公営住宅入居申込みに際し、当せん率が有利な取扱いを受けられる場合があります。
(詳細は県営住宅については高知県住宅供給公社(088(883)0344)に、
また、市町村営住宅については各市町村役場にお問い合わせください。)



優遇制度

製造たばこ小売販売業の許可

母子家庭の母や寡婦は、製造たばこの小売販売業の許可に際して許可基準の特例が受けられます。

問い合わせ先 四国財務局理財部理財課 電話 087(811)7780
申 請 窓 口 日本たばこ産業(株)香川支社 電話 087(823)6616

J R通勤定期の3割引

児童扶養手当を受けているひとり親世帯や、生活保護世帯の方が、J Rを利用して通勤する場合は、通勤定期乗車券を3割引で購入できます。
(詳細は市町村役場へお問い合わせください。)

税 の 軽 減

ひとり親世帯の方は申告により、所得税、住民税の軽減措置(ひとり親控除、均等割)が受けられる場合があります。
給与所得のみの方は、給与の支払者へ、その他の方は、確定申告の際、税務署へ
※所得税に関することはお近くの税務署へ、住民税に関することはお住まいの市町村役場へお問い合わせください。

少額貯蓄非課税制度(マル優)

児童扶養手当、遺族基礎年金などを受けている母子家庭や寡婦の方は、証書を添えて金融機関へ申請すると、元金350万円までの預貯金等の利子について、所得税が非課税になります。
(詳細は各金融機関の窓口へお問い合わせください。)

母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度

（詳細は町村にお住まいの方は町村役場又は県福祉保健所へ、市にお住まいの方は市役所へお問い合わせください。連絡先は15・16頁掲載）

	資金の種類	貸付対象	内 容	貸付限度額	貸付期間
母子・父子・寡婦福祉資金	事業開始資金	母子家庭の母父 母子家庭の母父	事業を開始するために必要な設備、什器、備品等の購入資金	3,580,000円	
		母子・父子福祉団体		5,370,000円	
	事業継続資金	母子家庭の母父 母子家庭の母父	現在継続中の事業に必要な商品、材料等を購入する運転資金	1,790,000円	
		母子・父子福祉団体		1,790,000円	
	修学資金	母子家庭の児童 母子家庭の児童	お子さんが高校・大学等に修学するために必要な資金	別表（11頁）のとおり	修学期間中
	技能習得資金	母子家庭の母父	技能や資格を得るために必要な授業料、材料等の資金	月額 68,000円 （特別 816,000円）	知識技能を習得する期間中5年以内
	修業資金	母子家庭の児童 母子家庭の児童	お子さんが事業開始又は就職するための知識技能を習得するのに必要な資金	月額 68,000円 （特別 460,000円）	知識技能を習得する期間中5年以内
	就職支度資金	母子家庭の母父 母子家庭の母父	就職に直接必要な被服等を購入する資金	1回につき110,000円 （特別 340,000円）	
		母子家庭の児童 母子家庭の児童	お子さん等が就職に直接必要な被服等を購入する資金		
	医療介護資金	母子家庭の母父 母子家庭の母父	医療又は介護を受けるために必要な資金	医療 340,000円 （特別 480,000円） 介護 500,000円	
		母子家庭の児童 母子家庭の児童	お子さん等が医療を受けるために必要な資金		
	生活資金	母子家庭の母父	①配偶者のない者となつて7年未満の者	月額 114,000円 （合計273.6万円以内）	配偶者のない者となつて7年を経過するまで
			②技能習得中及び医療介護を受けている期間の生活費補給資金	月額 114,000円 月額 141,000円	医療又は介護を受けている期間中1年以内 知識技能を習得する期間中5年以内
		母子家庭の母父	③失業中の生活安定に必要な生活費補給資金	月額 114,000円	離職に係る日の翌日から起算して1年以内
			④家計が急変し、児童扶養手当受給相当まで収入が減少した方に対する児童扶養手当支給開始までの生活を安定させるための資金	児童扶養手当に準拠した額（全部支給の額）の範囲内	原則3か月
		母子家庭の母父			
	住宅資金	母子家庭の母父	住宅の建築・購入、増・改築、補修保全及び建て替えのために必要な資金	1,500,000円 （特別 2,000,000円）	
	転宅資金	母子家庭の母父	住居の移転に際し、住宅の賃借、家財運搬等に必要な資金	260,000円	
	就学支度資金	母子家庭の児童 母子家庭の児童	お子さんの入学に必要な被服等の購入資金（小・中学校については、所得制限あり）	別表（10頁）のとおり	
	結婚資金	母子家庭の児童 母子家庭の児童	お子さんが結婚するにあたり必要な経費及び家具・什器等を購入する資金	330,000円	

〈注〉なお、高知市にお住まいの方は、高知市が直接貸付けを行いますので、高知市役所こども未来部子育て給付課（823-9447）へお問い合わせください。

母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の自立や児童の健やかな育成を支援するための貸付制度です。貸付金には12種類の資金があります。無理のない償還計画をたて、有効に活用しましょう。償還金が次に借りたい方の資金となります。

据置期間	※1 償還期間	※2 利率/年
貸付けの日から1年間	据置期間経過後7年以内	無利子又は1%
貸付けの日から6か月間	据置期間経過後7年以内	無利子又は1%
修学終了後6か月間	据置期間経過後20年以内 専修学校（一般課程）5年以内	無利子
技能習得期間満了後1年間	据置期間経過後20年以内	無利子又は1%
技能習得期間満了後1年間	据置期間経過後20年以内	無利子
貸付けの日から1年間	据置期間経過後6年以内	無利子又は1% 無利子
医療又は介護を受ける期間が満了後6か月間	据置期間経過後5年以内	無利子又は1%
生活安定貸付期間満了後6か月間	据置期間経過後8年以内	無利子又は1%
医療又は介護を受ける期間満了後6か月間	据置期間経過後5年以内	
知識技能の習得期間満了後6か月間	据置期間経過後20年以内	
失業貸付期間が満了後6か月間	据置期間経過後5年以内	
貸付期間終了後6か月間	据置期間経過後10年以内	
貸付けの日から6か月間	据置期間経過後6年以内 （特別は7年以内）	無利子又は1%
貸付けの日から6か月間	据置期間経過後3年以内	無利子又は1%
修学又は修業を終了後6か月間	据置期間経過後10年以内 専修学校（一般課程）、修業施設は5年以内	無利子
貸付けの日から6か月間	据置期間経過後5年以内	無利子又は1%

（令和7年4月現在）

※1）償還期間については、各資金に定める期間を上限としますが、その期間内であっても、原則として貸付金の額に応じて上表「償還期間について」のとおりとなります。
※2）「無利子又は1%」…連帯保証人を立てる場合は無利子、立てない場合は年1%の利子が付きます。

償還期間について	
貸付金の額	償還期間
100,000円未満	3年以内
100,000円以上700,000円未満	10年以内

就学支度資金貸付限度額一覧表			
学校種別	内 容	限度額	
小学校	小学校に入学する場合（所得制限あり）	64,300円	
中学校	中学校に入学する場合（所得制限あり）	81,000円	
高等学校 （高等課程）	自宅から通学する者	国公立	150,000円
		私立	410,000円
	自宅外から通学する者	国公立	160,000円
		私立	420,000円
専修学校 （一般課程）	自宅から通学する者	150,000円	
	自宅外から通学する者	160,000円	
大短期大学 大学院 高等専門学校 専修学校 （専門課程）	自宅から通学する者	国公立	420,000円
		私立	580,000円
	自宅外から通学する者	国公立	430,000円
		私立	590,000円
修業施設	中学校卒業生	自宅	150,000円
		自宅外	160,000円
	高等学校卒業生	自宅	272,000円
		自宅外	282,000円

注）専修学校 高等課程 中学校卒業程度
〃 一般課程 学歴不問
〃 専門課程 高校卒業程度

修学資金・貸付限度額(月額)一覧表

(令和 7 年 4 月現在)

学校等種別			学年別	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年
高等学校 専修学校 (高等課程)	国公立	自宅通学の時	27,000円	27,000円	27,000円			
		自宅外通学の時	34,500円	34,500円	34,500円			
	私立	自宅通学の時	45,000円	45,000円	45,000円			
		自宅外通学の時	52,500円	52,500円	52,500円			
高等専門学校	国公立	自宅通学の時	31,500円	31,500円	31,500円	67,500円	67,500円	
		自宅外通学の時	33,750円	33,750円	33,750円	76,500円	76,500円	
	私立	自宅通学の時	48,000円	48,000円	48,000円	98,500円	98,500円	
		自宅外通学の時	52,500円	52,500円	52,500円	115,000円	115,000円	
専修学校 (専門課程)	国公立	自宅通学の時	67,500円	67,500円	67,500円	67,500円		
		自宅外通学の時	78,000円	78,000円	78,000円	78,000円		
	私立	自宅通学の時	89,000円	89,000円	89,000円	89,000円		
		自宅外通学の時	126,500円	126,500円	126,500円	126,500円		
短期大学	国公立	自宅通学の時	67,500円	67,500円				
		自宅外通学の時	96,500円	96,500円				
	私立	自宅通学の時	93,500円	93,500円				
		自宅外通学の時	131,000円	131,000円				
大 学	国公立	自宅通学の時	71,000円	71,000円	71,000円	71,000円		
		自宅外通学の時	108,500円	108,500円	108,500円	108,500円		
	私立	自宅通学の時	108,500円	108,500円	108,500円	108,500円		
		自宅外通学の時	146,000円	146,000円	146,000円	146,000円		
大学院	修士課程		132,000円	132,000円				
	博士課程		183,000円	183,000円	183,000円			
専修学校（一般課程）			54,000円	54,000円				

注) 1.学校の正規の修学年限が上記の表の期間を超える場合も、各学校種別ごとの貸付限度額を修学年限の全期間に適用します。
2.予備校は、貸付対象外です。
3.高等教育の修学支援新制度(授業料の減免や給付型奨学金(学資支給金))を利用される場合、貸付限度額が変わりますので事前にご相談ください。
4.児童扶養手当法施行令第4条に定める計算方法に基づき算出した前年所得が682万円(年収目安900万円)を超える場合には、上の限度額とは異なります。

母子父子寡婦福祉資金貸付制度に関する注意事項等

- 1 申請書が提出されてから振込まで約 1 ～ 2 か月かかります。十分時間に余裕を持ってご相談ください。償還計画に無理がある場合は、借受額の見直しをお願いしたり、場合によっては貸付できないこともあります。また、個々の事情により追加資料をお願いすることもありますので、ご了承ください。
- 2 修学、修業、就職支度(児童分)、就学支度資金で、母又は父が借主となる場合は、児童又は被扶養者が連帯借主となります。
- 3 貸付金の償還にあたっては、連帯借主・連帯保証人は借主と同等の責任があります。
- 4 償還金が納期限までに支払われなかった場合は、延滞元利金額につき年 3 %の違約金をお支払いいただくことになり、滞納が続く場合には、調査や訪問などを行うことがあります。
- 5 借財の返済など目的外への利用が明らかになった場合は、貸付を停止し一括償還していただくことになります。また、退学などにより目的を達成できなかった場合もその時点で貸付を停止させていただくこととなります。(償還開始時期が早まりますのでご注意ください。)
- 6 連帯保証人は原則 1 名立てていただいております、その場合は、無利子での貸付けとなります。(場合によっては、もう 1 名立てていただくをお願いすることもあります。)
- 7 事業開始資金や事業継続資金は、連帯保証人を必ず 2 名立てていただいております。また、県子ども家庭課による面接・事業計画書の提出・現地調査などを行ったうえで、外部の有識者などによる貸付審査会により貸付けの可否を決定します。
- 8 生活資金は、一時的な不足分を補う資金であり、生活資金の恒常的な不足に対応するものではありません。
- 9 住宅資金は、事業着手後の申請はできませんので、必ず事前にご相談ください。
- 10 転宅資金は、転居先の市町村で申請することになりますので、事前にご相談ください。
- 11 生活資金のうち、家計急変者への貸付要件の該当性を判定する所得については、児童扶養手当法施行令第 4 条第 1 項及び第 2 項により算出します。



奨学金等

日本学生支援機構奨学金

経済的理由で高等専門学校、短期大学、大学（学部）、大学院、専修学校（専門課程）に修学することが困難な優れた学生・生徒に学資の給付・貸与を行っています。また、給付奨学金の支援対象の学生は、授業料・入学金の減免も同時に受けることができます。（高等専門学校1～3年生、大学院は給付奨学金の対象外となります。）

（詳細は在学する学校又は大学へお問い合わせください。）

※奨学金の一般的な相談窓口

日本学生支援機構 奨学金相談センター（0570）-666-301（ナビダイヤル） 月～金 9:00～20:00（年末年始除く）
ホームページ <https://www.jasso.go.jp/shogakukin/index.html>

高知県高等学校等奨学金

高等学校（特別支援学校の高等部を含む）、高等専門学校、専修学校の高等課程に在学する生徒で、保護者が県内に居住する方のうち、経済的理由により修学が困難な方に奨学金の貸与を行っています。

ただし、母子・父子・寡婦福祉資金による修学資金との併用はできません。

（詳細は県教育委員会高等学校課（088（821）4893）へお問い合わせください。）

高知県災害遺児修学支援事業

交通事故または自死その他の災害（労働災害・自然災害など）により両親または父母のいずれかを失い遺児となった高校生に対し、次のとおり勉学の手助けを行っています。但し、奨学金を受けようとする高校生の属する世帯の年収が910万円未満であることが支給条件となります。なお、奨学金の支給期間は高校在学中であり、留年した場合、在学中であっても以降の支給はできません。また、入学支度金は年度を遡っての支給はできませんので、当該年度に申請してください。

①奨学金：月額10,000円

②入学支度金：50,000円（高等学校への入学の支度にかかる費用）

（詳細は各市町村の社会福祉協議会又は高知県社会福祉協議会へお問い合わせください。）

授業料の減免

高等学校に在学し、経済的理由により授業料の支払いが困難な場合には授業料を減免する制度があります。

（詳細は在学する高等学校へお問い合わせください。）



医療費

ひとり親家庭医療費助成

所得税非課税世帯の母子家庭の母、父子家庭の父及び18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童等の医療費の自己負担分を助成しています。

（詳細は市町村役場へお問い合わせください。）



養育費

高知県養育費確保支援事業費補助金

町村にお住まいで、養育費の取決めの対象となる20歳未満のお子さんを扶養している方を対象に、養育費の取決めなどにかかった費用を補助しています。

公正証書作成費用 補助額上限：3万円

養育費請求調停申立費用 補助額上限：6万円

養育費強制執行申立費用 補助額上限：6万円

（事前に県福祉保健所への相談が必要です。）



年金・手当

遺族年金

国民年金又は厚生年金保険の被保険者や受給権者が死亡した場合、その人に生計維持されていた一定の遺族が受けられるものです。例えば、夫が死亡した時、その夫によって生計を維持されていた妻や18歳に達する日以後の最初の年度末までの間にある子（障害等級の一級又は二級の障害を有する20歳未満の子）に年金が支給されます。

（詳細は市町村役場又は年金事務所へお問い合わせください。）

○日本年金機構高知東年金事務所 高知市栈橋通4-13-3 電話 088（831）4430

○日本年金機構高知西年金事務所 高知市旭町3-70-1 電話 088（875）1717

○日本年金機構南国年金事務所 南国市大埴甲1214-6 電話 088（864）1111

○日本年金機構幡多年年金事務所 四万十市中村東町2-4-10 電話 0880（34）1616

年金相談・お手続きの際は、ぜひご予約を！

年金事務所では、年金相談や年金請求手続きについて、「事前予約」を行っています。お待たせ時間の少ない「予約相談」をぜひご利用ください。

◆予約相談希望日の1か月前から前日まで受付しています。

◆お申込みの際は、基礎年金番号のわかるもの（年金手帳や年金証書など）またはマイナンバーがわかるものをご用意ください。

ご予約の方法は、予約専用受付番号「0570-05-4890」又はお近くの年金事務所にお申込みください。

児童扶養手当

父又は母と生計を同じくしていない18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（政令で定める障害を有する場合は20歳）を監護している父又は母、または父母にかわってその児童を養育している人に児童扶養手当が支給されます。ただし、受給者及び扶養義務を有する方について所得制限があり、前年度の所得額に応じて支給額が変わってきます。

手当月額（児童1人の場合）
令和7年4月～ $\left\{ \begin{array}{l} \text{全部支給額} \quad 46,690\text{円} \\ \text{一部支給額} \quad 46,680\text{円} \sim 11,010\text{円} \end{array} \right.$
（児童が2人以上の加算（1人につき））
令和7年4月～ $\left\{ \begin{array}{l} \text{全部支給額} \quad 11,030\text{円} \\ \text{一部支給額} \quad 11,020\text{円} \sim 5,520\text{円} \end{array} \right.$

〔平成26年12月1日施行〕

児童扶養手当法の改正により、平成26年12月1日から児童扶養手当と公的年金等の併給制限が見直され、児童扶養手当よりも低額の公的年金を受給する場合に、その差額分の手当が受給できるようになりました。

（詳細は市町村役場へお問い合わせください。）

児童手当

高校生年代（18歳に達する日以後の最初の3月31日）までの間にある児童を養育している方に支給されます。

年齢等の区分	支給額（1人あたり月額）	
3歳未満	15,000円	第3子以降は 30,000円
3歳以上高校生年代まで （18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）	10,000円	

（詳細は市町村役場へお問い合わせください。）

県福祉保健所				
名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号	管轄市町村
安 芸 福 祉 保 健 所	784-0001	安芸市矢ノ丸1-4-36 安芸総合庁舎	0887 (34) 3177	室戸市、安芸市、東洋町、 奈半利町、田野町、安田町、 北川村、馬路村、芸西村
中 央 東 福 祉 保 健 所	782-0016	香美市土佐山田町 山田1128-1	0887 (53) 3172	南国市、香南市、香美市、 本山町、大豊町、土佐町、 大川村
中 央 西 福 祉 保 健 所	789-1201	高岡郡佐川町 甲1243-4	0889 (22) 1247	土佐市、いの町、佐川町、 越知町、日高村、仁淀川町
須 崎 福 祉 保 健 所	785-8585	須崎市東古市町6-26 須崎第二総合庁舎	0889 (42) 1875	須崎市、中土佐町、梶原町、 津野町、四万十町
幡 多 福 祉 保 健 所	787-0028	四万十市中村山手通19 幡多総合庁舎	0880 (34) 5120	宿毛市、土佐清水市、 四万十市、大月町、三原村、 黒潮町

市福祉事務所・市町村役場				
名 称		郵便番号	所 在 地	電 話 番 号
高 知 市 子育て給付課		780-8571	高知市本町5-1-45	088 (823) 9447
室 戸 市 こども子育て支援課		781-7109	室戸市領家87	0887 (22) 5171
安 芸 市 福 祉 事 務 所		784-8501	安芸市土居82-1	0887 (37) 9452
南 国 市 子育て支援課		783-8501	南国市大埴甲2301	088 (880) 6562
土 佐 市 子育て支援課		781-1192	土佐市高岡町甲2017-1	088 (852) 7778
須崎市 子ども・子育て支援課		785-8601	須崎市山手町1-7	0889 (42) 1229
宿 毛 市 福 祉 事 務 所		788-8686	宿毛市希望ヶ丘1	0880 (62) 1240
土佐清水市 福祉事務所		787-0392	土佐清水市天神町11-2	0880 (82) 1118
四万十市	子育て支援課	787-8501	四万十市中村大橋通4-10	0880 (34) 1801
	福祉事務所			0880 (34) 1120
香南市	福祉事務所	781-5292	香南市野市町西野2706	0887 (57) 8509
	市民保険課			0887 (57) 8506
香美市	福祉事務所	782-8501	香美市土佐山田町宝町1-2-1	0887 (53) 3117
	市民保険課			0887 (53) 3115
安 芸 郡	東 洋 町 住 民 課	781-7414	安芸郡東洋町大字生見758-3	0887 (29) 3394
	奈半利町 住民福祉課	781-6402	安芸郡奈半利町乙1659-1	0887 (38) 4012
	田野町 住民福祉課	781-6410	安芸郡田野町1828-5	0887 (38) 2812
	安田町 町民生活課	781-6421	安芸郡安田町大字安田1850	0887 (38) 6712
	北 川 村 住 民 課	781-6441	安芸郡北川村野友甲1530	0887 (32) 1214
	馬路村 健康福祉課	781-6201	安芸郡馬路村大字馬路443	0887 (44) 2112
	芸西村 健康福祉課	781-5792	安芸郡芸西村和食甲1262	0887 (33) 2112

	名 称		郵便番号	所 在 地	電 話 番 号
長岡郡	本 山 町 住 民 生 活 課		781-3692	長岡郡本山町本山636	0887 (76) 2115
	大 豊 町 地 域 福 祉 課		789-0392	長岡郡大豊町津家1626	0887 (72) 0450
土佐郡	土 佐 町 住 民 課		781-3492	土佐郡土佐町土居194	0887 (82) 1717
	大 川 村 総 務 課		781-3703	土佐郡大川村小松27-1	0887 (84) 2211
吾 川 郡	いの町	町 民 課	781-2192	吾川郡いの町1700-1	088 (893) 1117
		ほけん福祉課		吾川郡いの町1400 すこやかセンター伊野	088 (893) 3810
	仁淀川町	町 民 課	781-1592	吾川郡仁淀川町大崎200	0889 (35) 1088
		健康福祉課			0889 (35) 0888
高 岡 郡	中土佐町 健康福祉課		789-1301	高岡郡中土佐町久礼6551-1 中土佐町こどもセンター	0889 (52) 2533
	佐川町 健康福祉課		789-1202	高岡郡佐川町乙2310 健康福祉センターかわせみ	0889 (22) 7705
	越 知 町 住 民 課		781-1301	高岡郡越知町越知甲1970	0889 (26) 1115
	梶原町 保健福祉課		785-0612	高岡郡梶原町川西路2320-1	0889 (65) 1170
	日高村	住 民 課	781-2194	高岡郡日高村本郷61-1	0889 (24) 5001
		健康福祉課			0889 (24) 5197
		教育委員会			0889 (24) 5115
	津 野 町 町 民 課		785-0201	高岡郡津野町永野225-1	0889 (55) 2314
	四 万 十 町 町 民 課		786-8501	高岡郡四万十町琴平町16-17	0880 (22) 3117
幡 多 郡	大月町 健康福祉課		788-0302	幡多郡大月町弘見2230	0880 (73) 1113
	三 原 村 住 民 課		787-0892	幡多郡三原村来栖野346	0880 (46) 2111
	黒潮町	健康福祉課	789-1992	幡多郡黒潮町入野5893	0880 (43) 2124
		住 民 課			0880 (43) 2800

母子生活支援施設				
名 称	経 営 主 体	郵便番号	所 在 地	電 話 番 号
ち ゅ う さ	(福)高知県福祉事業財団	780-8015	高知市百石町2-18-25	088 (834) 5516
安芸和光寮	(福)安芸二葉慈愛協会	784-0003	安芸市久世町8-9	0887 (35) 2667

公共職業安定所									
名	称	郵便番号	所	在	地	電	話	番	号
高知公共職業安定所		781-8560	高知市	大津乙2536-6		088	(878)	5320	
ハローワークジョブセンターほんまち		780-0870	高知市本町4-3-41	高知地方合同庁舎1階		088	(826)	8870	
高知公共職業安定所香美出張所		782-0033	香美市土佐山田町旭町1-4-10			0887	(53)	4171	
須崎公共職業安定所		785-0012	須崎市西糺町4-3			0889	(42)	2566	
四万十公共職業安定所		787-0012	四万十市右山五月町3-12			0880	(34)	1155	
安芸公共職業安定所		784-0001	安芸市矢ノ丸4-4-4			0887	(34)	2111	
いの公共職業安定所		781-2120	吾川郡いの町枝川1943-1			088	(893)	1225	

県社会福祉協議会・市町村社会福祉協議会				
名 称		郵便番号	所 在 地	電 話 番 号
高知県社会福祉協議会		780－8567	高知市朝倉戊375－1 高知県立ふくし交流プラザ内	088（844）9007
高知市社会福祉協議会		780－0850	高知市丸ノ内1丁目7－45 総合あんしんセンター3階	088（823）9515
室戸市社会福祉協議会		781－7109	室戸市領家87 室戸市保健福祉センター内	0887（22）1348
安芸市社会福祉協議会		784－0007	安芸市寿町2－8 安芸市総合社会福祉センター内	0887（35）2915
香南市社会福祉協議会		781－5241	香南市香我美町下分646 香我美庁舎内	0887（57）7300
香美市社会福祉協議会	本 所	782－0041	香美市土佐山田町262－1 プラザ八王子内	0887（53）5800
	香北支所	781－4211	香美市香北町葦生野336－1 保健福祉センター内	0887（59）2140
	物部支所	781－4401	香美市物部町大栃878－3 香美市役所物部支所内	0887（58）3098
南国市社会福祉協議会		783－0001	南国市日吉町2丁目3－28 社会福祉センター内	088（863）4444
土佐市社会福祉協議会		781－1102	土佐市高岡町乙3451－1	088（852）2145
須崎市社会福祉協議会		785－0007	須崎市南古市町6－3 交流ひろばすさき3階	0889（42）0736
四万十市社会福祉協議会	本 所	787－0012	四万十市右山五月町8－3 四万十市社会福祉センター内	0880（35）3011
	西土佐支所	787－1603	四万十市西土佐用井1110－31 総合福祉センター内	0880（31）6111
宿毛市社会福祉協議会		788－0012	宿毛市高砂4－56 総合社会福祉センター内	0880（65）7665
土佐清水市社会福祉協議会		787－0323	土佐清水市寿町11－9 社会福祉センター内	0880（82）3500
東洋町社会福祉協議会		781－7414	安芸郡東洋町生見756－8 地域福祉センター内	0887（29）3144

名	称	郵便番号	所	在	地	電	話	番	号
奈半利町	社会福祉協議会	781-6402	安芸郡奈半利町	乙1269-1	保健センター内	0887	(38)	7346	
田野町	社会福祉協議会	781-6410	安芸郡田野町	1828-4	老人福祉センター内	0887	(38)	5325	
安田町	社会福祉協議会	781-6423	安芸郡安田町	西島40-2	保健センター内	0887	(38)	5500	
北川村	社会福祉協議会	781-6441	安芸郡北川村	野友甲710-2	総合保健福祉センター内	0887	(38)	6895	
馬路村	社会福祉協議会	781-6201	安芸郡馬路村	大字馬路407-1	デイサービスセンター内	0887	(42)	1020	
芸西村	社会福祉協議会	781-5701	安芸郡芸西村	和食甲1290	老人福祉センター内	0887	(32)	2211	
本山町	社会福祉協議会	781-3601	長岡郡本山町	本山1041	社会福祉会館内	0887	(76)	2312	
大豊町	社会福祉協議会	789-0250	長岡郡大豊町	黒石345-7	総合ふれあいセンター内	0887	(73)	1200	
土佐町	社会福祉協議会	781-3401	土佐郡土佐町	土居206	土佐町保健福祉センター内	0887	(82)	1067	
大川村	社会福祉協議会	781-3703	土佐郡大川村	小松78-6	総合福祉センター内	0887	(84)	2361	
いの町	社会福祉協議会	781-2110	吾川郡いの町	1400	すこやかセンター伊野内	088	(892)	0515	
	社会福祉協議会	781-2601	吾川郡いの町	長沢254-10		088	(869)	2071	
	社会福祉協議会	781-2321	吾川郡いの町	小川東津賀才53-1		088	(867)	2820	
仁淀川町	社会福祉協議会	781-1501	吾川郡仁淀川町	大崎264-8	福祉センター内	0889	(35)	0207	
	社会福祉協議会	781-1606	吾川郡仁淀川町	土居甲921-1	池川保健センター内	0889	(34)	2235	
	社会福祉協議会	781-1911	吾川郡仁淀川町	長者乙2435	せいらん荘内	0889	(32)	2238	
佐川町社会福祉協議会		789-1202	高岡郡佐川町	乙2310	健康福祉センターかわせみ内	0889	(22)	1510	
越知町社会福祉協議会		781-1301	高岡郡越知町	越知甲2457	保健福祉センター内	0889	(26)	1149	
日高村社会福祉協議会		781-2152	高岡郡日高村	沖名5	社会福祉センター内	0889	(24)	5310	
中土佐町	社会福祉協議会	789-1301	高岡郡中土佐町	久礼6584-1		0889	(52)	2058	
	社会福祉協議会	789-1401	高岡郡中土佐町	大野見吉野234	保健福祉センター内	0889	(57)	2217	
しまんと町	社会福祉協議会	786-0004	高岡郡四万十町	茂串11-30	社会福祉センター内	0880	(22)	1195	
	社会福祉協議会	786-0301	高岡郡四万十町	大正32-1	老人福祉センター内	0880	(27)	1177	
	社会福祉協議会	786-0511	高岡郡四万十町	昭和470-6	高齢者生活福祉センター内	0880	(28)	5331	
梶原町社会福祉協議会		785-0612	高岡郡梶原町	川西路2321-1		0889	(65)	1235	
津野町	社会福祉協議会	785-0202	高岡郡津野町	姫野々431-1	総合保健福祉センター内	0889	(55)	2115	
	社会福祉協議会	785-0503	高岡郡津野町	芳生野甲111	老人福祉センター内	0889	(62)	2224	
黒潮町	社会福祉協議会	789-1931	幡多郡黒潮町	入野2017-1	保健福祉センター内	0880	(43)	2835	
	社会福祉協議会	789-1720	幡多郡黒潮町	佐賀1080-1		0880	(55)	3371	
大月町社会福祉協議会		788-0311	幡多郡大月町	鉾土603		0880	(73)	1119	
三原村社会福祉協議会		787-0803	幡多郡三原村	来栖野479-1	総合保健センター内	0880	(46)	3003	



ひとり親家庭支援センター より

離婚を考えて
いる方も！

無料相談

ひとり親のみなさんへ

ひとり親家庭支援センターは高知県と高知市より委託を受け、
高知県内のひとり親家庭に対して、さまざまな支援を実施しております。
どんなことでもお気軽にご相談ください。



ひとり親家庭支援センター窓口相談 原則予約制

月～金 9:00～17:00

土 9:00～17:00 (12:00～13:00を除く)

仕事について

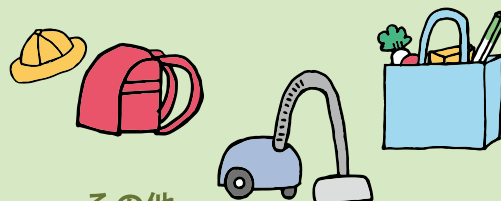
- ・ライフスタイルに合う仕事を探したい
- ・仕事に活かせる資格を取得したい

子育てについて

- ・手当や助成金を知りたい
- ・子どもの学費が心配
- ・親権や養育費について知りたい

その他

離婚前、離婚後、DV、ご自身の悩み事、
どこに相談すればいいのか分からない
ことなど



弁護士・司法書士による法律相談 完全予約制

弁護士

毎月第1 (木) 14:00～16:00 1回 25分

毎月第4 (水) 10:00～12:00 1回 25分

司法書士

毎月第2 (木) 10:00～16:00 1回 50分

毎月第3 (水) 10:00～16:00 1回 50分



いろんな専門家相談 完全予約制

心理カウンセラー

毎月第1 (土) ●13:30～●14:30～ 1回 50分

お子さんのことやご自身の不安なことをゆっくりとお話し
いただけます。

社会福祉士

毎月第2 (土) ●13:30～●14:30～ 1回 50分

お子さんの養育や修学～親の介護のことや、メンタルケアな
ど、生活に関する困り事はどんなことでもご相談ください。

ファイナンシャルプランナー

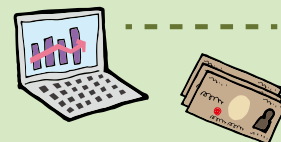
毎月第3 (土) ●13:30～●14:30～ 1回 50分

めんどろな家計の見直しや、教育資金の準備、今後の人
生プランなどについて一緒に考えましょう。

キャリアコンサルタント

毎月第4 (金) ●10:00～●11:00～ 1回 50分

キャリア形成、ライフワークバランス、職場の人間関係
など何でもお気軽にご相談ください。



電話やLINE、オンライン相談にも
対応しています。

LINEでは支援情報の収集・検索・相談予約のほか、
チャット機能での相談も可能です。



お子さまと一緒に
お気軽に
お越しください。

キッズスペースには
絵本やぬり絵も
あります。



ご予約・お問い合わせ

設置主体：高知県・高知市
運営：NPO法人 GIFT

ひとり親家庭支援センター

高知市旭町3丁目115
こうち男女共同参画センター・ソーレ2階

TEL: 088-875-2500



HP



LINE



Instagram

月～金 / 9:00～17:00 土 / 9:00～12:00、13:00～17:00 ※日曜日、祝日、毎月第2水曜日、年末年始は閉所